

[事案 21-121] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

・平成 22 年 9 月 29 日 裁定終了

< 事案の概要 >

恐怖と困惑のあまり変額個人年金保険に契約したもので、自分の意思に基づいたものでないことを理由に、契約を取り消し、既払込保険料を全額返還してほしいと申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

平成 18 年 7 月、定期預金通帳の記帳のつもりで立ち寄った銀行で、募集人(銀行員)から突然、意思に反して定期預金を解約させられたうえ、商品に係る重要事項の説明もないままに保険料一時払の変額個人年金保険を契約させられた。

申込時には、銀行店舗において言わば拘束状態におかれ、思考停止状態で、恐怖と困惑のあまり、逃げ出すためには申し込むほかなかった状況の中、募集人の主導するままに内容を確認することもできずに書面に記入したものであった。変額個人年金保険を取り消し、既払込保険料を全額返還してほしい。

< 保険会社の主張 >

募集を行った銀行の説明によれば、下記のとおり、保険募集に不審な点は認められず、申立人の請求に応ずることは出来ない。

- (1) 平成 18 年 5 月の来店時に、申立人が定期預金の金利に不満を表明したことから、事前に来店の約束を取り付けたうえで、当日、新型定期とともに変額個人年金保険を提案したもので、申立人の意思に反して不意打ち的に定期預金の解約及び保険の購入を迫ったものではない。
- (2) 当該保険の募集にあたっては、パンフレットを用いて商品説明を行い、「契約概要/特に重要なお知らせ」の説明をし、当該冊子を交付した。申立人に対して拘束的又は威圧的勧誘は行っていない。
- (3) 「保険契約申込書兼告知書」の「受領・確認欄」には、契約概要等を受け取ったこと及びその記載事項について募集人から説明を受け、その内容を確認したことにつき、申立人の確認印が押されている。

< 裁定の概要 >

申立人の主張の法的根拠は明らかではないが、裁定審査会では、強迫による取消し(民法 96 条 1 項)と、錯誤による無効(民法 95 条)を主張するものと解し、申立書、答弁書等の書類および申立人・募集人(銀行員)からの事情聴取の内容にもとづき審理した。

審理の結果、下記(1)～(3)の事実に、本件契約当時、申立人は 60 歳代半ばで就職活動までしていた状況にあったことも考慮すると(申立人には十分な判断能力が具わっていたと考えられる)、申立人に要素の錯誤(民法 95 条本文)があったとは思われない。仮に申立人が錯誤に陥っていたとしても、下記の経緯に照らせば、申立人には重過失があると言わざるを得ないので、申立人から無効を主張することはできない(同条ただし書き)。

また、強迫の事実(脅かされて怖くなり、そのために意に反する意思表示をすること)は認めることはできないので、強迫による取消し(民法 96 条 1 項)も認められない。

したがって、本件申立内容は認められないことから、生命保険相談所規程第 44 条にもとづき、裁定書にその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。

- (1) 申立人が、保険申込み当日、銀行に約 3 時間来店し、募集人が簡易パンフレットを利用して商品内容の説明をしたこと自体は申立人も認めている。

上記パンフレットには、本件商品の内容につき、元本保証がなされない場合のあること、投資リスク・保険会社の信用リスクのあること、解約手数料等の諸費用を含め、

重要事項について説明が記載されており、募集人は同パンフレットを利用しながら、重要事項について商品説明をしたことが強く推認される。

これに対し、申立人は、上記パンフレットの写真等以外は頭に残っておらず、どのような説明を受けたか判然としない、と述べるが、少なくとも約1時間も説明を受けていることに鑑みると、あまりに不自然に思われる。

- (2) 申立人は、本件商品を保険会社の生命保険ではなく、募集銀行の定期預金だと思っていたと述べるが、申立人が署名捺印した申込書には、「変額個人年金保険」の「保険契約申込書兼告知書」であること、「募集代理店」が「 銀行」であり、「引受保険会社」が「 生命保険会社」であることが印刷されていること、生命保険契約に特有の記載事項である「死亡保険金受取人」欄には、申立人自らが兄の名前を記入していることが認められる。

また、申立人の事情聴取によれば、申立人自身、申込書を書いた時点では、少なくとも自分が申し込んでいる本件商品が生命保険であることに気付いたと述べている。

- (3) 商品説明がなされた場所は、銀行支店の店内であり、対応したのは募集人1人であって、数名の行員によって取り囲まれたような状況ではなかったことからすると、「恐怖と困惑のあまり何かしなければ帰してもらえない」という状況にあったとは思われない。さらに、申立人は同支店を出た後（仮に申立人が主張するような状況が存在したとしても、そのような状況から解放された後）も契約の無効・取消を申し出ることなく、1年数か月後の平成19年11月に、銀行に出向き、自ら死亡保険金受取人を変更する手続きをとっている。